

檢察官裁定罪名政治資金規正法違反  
議決年月日平成21年7月21日  
議決書作成年月日平成21年7月21日

#### 議決の要旨

審査申立人  
上脇博之  
審査申立人代理人弁護士  
阪口徳雄  
被疑者  
三階俊博国会議員の秘書氏名不詳(A)  
不起訴処分をした檢察官  
東京地方檢察庁檢察官檢事木村匡良

上記被疑者に対する政治資金規正法違反被疑事件(東京地検平成21年検第14169号)につき、平成21年6月26日上記檢察官がした不起訴処分の当否に関し、当檢察審査會は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

#### 議決の趣旨

本件不起訴処分は不当である。

#### 議決の理由

##### 1 被疑事実の要旨

被疑者は、衆議院議員三階俊博の秘書であるものであるが、西松建設株式会社(以下「西松建設」という。)の代表取締役社長國澤幹雄と共謀の上、西松建設において、前記三階俊博が代表者を務める政治団体である新しい波に対し、西松建設の名義以外の名義で政治資金パーティーの対価の支払いをすることを企て第1平成18年6月ごろ、新しい波が主催する「トップセミナーIN愛知」と称する政治資金パーティーの対価として、新政治問題研究会名義で120万円を、未来産業研究会の名義で60万円を、それぞれ支払い、第2同年8月ごろ、新しい波が主催する「躍進の集いXN東京」と称する政治資金パーティーの対価として、新政治問題研究会の名義で100万円を、未来産業研究会の名義で60万円を、それぞれ支払いもって、会社において本人の名義以外の名義で政治資金パーティーの対価の支払いをしたものである。

##### 2 当檢察審査會の判断

一件記録を見る限り、この関係で捜査が尽くされているとは到底言えないとの印象が強い。そして、現在の日本において、強い政治不信が見られるという政治状況を踏まえると、本件のように、パーティー券を本人の名義以外の名義で購入した側のみを処罰するのは納得できない。政治資金規正法違反事件については、さらに踏み込んだ捜査が期待されるものとする。

被疑者に関する本件不起訴処分については、檢察官の再考を求めたい。よって、上記趣旨のとおり議決する。

東京第二檢察審査會